

協定販売に関する協定書(案)

共同申請の場合

協定販売に関し、胆振総合振興局長(以下「甲」という。)、●●●●●●●●●●(以下「乙」という。)、●●●●●●●●●●(以下「丙」という。)は、協定締結日から令和7年(2025年)3月31日まで下記により協定する。

この協定を証するため本書3通を作成し、甲乙丙3者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年(●●●●年)●月●日

北海道

甲 北海道胆振総合振興局長 谷内 浩史 ⑩

乙(素材生産業者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

丙(木材加工業者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

第1条 この協定の目的は別記1のとおりとし、甲、乙及び丙は信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 甲は、この協定に基づく立木の販売計画を別記2のとおり定めるとともに、当該立木の安定供給に努めるものとする。

第3条 乙は、前条の計画に基づき供給される立木の購入に努めるとともに、その利用及び加工・流通等に係る取組みについて、別紙の協定森林整備計画書に基づき実行するものとする。

第4条 乙は丙に対し丙が必要とする素材(丸太)を供給するよう努めるものとする。

第5条 甲と乙は、この協定に基づき原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。

第6条 前条の売買契約に定める立木の搬出期限は、原則として契約後1年以内とする。

第7条 甲は、協定締結後から協定期間満了までに次の事項に該当することとなったときは、協定を解除できるものとする。なお、当該解除によって乙、丙が被るいかなる損害も補償しない。

- (1) 乙、丙が協定書の内容に従わなかったとき
- (2) 乙が協定森林に係る立木の売買契約の締結を放棄したとき
- (3) 乙が甲の同意なく売買契約を行った協定森林に係る伐採対象木を伐採しなかったとき
- (4) 乙が協定森林に係る売買契約の規約に違反したとき
- (5) 乙が道有林野産物協定販売実施要領(以下「要領」という。)第6の2、5及び6に定める資格を満たさなくなったとき
- (6) 丙が要領第6の5に定める資格を満たさなくなったとき
- (7) その他甲が協定の解除が相当であると認めたとき

第8条 乙は、売買契約を行った協定森林を立木のまま譲渡又は転売してはならない。

第9条 乙は、要領第11の1に基づき、この協定に基づく協定販売の実施結果について甲に報告を行うものとする。

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して決定する。

(別記1) 協定の目的

道有林野森林整備を推進するため、素材生産者並びに製材工場等と道有林野産物の販売に関する相互協定を締結し道有林材の有効活用や木材の付加価値を高める加工・生産に取り組み道有林材の需要や販路の拡大を図ることを目的とする。

(別記2) 協定森林に係る立木販売計画

年 度	林小班	面積(ha)	樹種	伐採種	本数(本)	立木伐採量(m ³)	備 考
令和4年度 (2022年度)	40-51	1.64	トマツ	間伐	337	117	
	40-52	3.81	トマツ	間伐	855	283	
	40-54	1.64	トマツ	間伐	520	144	
	41-51	5.18	トマツ	間伐	633	314	
	41-52	1.70	アカエゾマツ	間伐	176	63	
	41-53	2.34	トマツ	間伐	304	144	
	41-54	1.60	トマツ	間伐	174	71	
	41-56	0.98	トマツ	間伐	217	91	
	41-59	3.01	トマツ	間伐	500	184	
	合計	21.90			3,716	1,411	
令和5年度 (2023年度)	41-55	3.51	トマツ	間伐	399	182	
	41-58	1.01	トマツ	間伐	98	144	
	41-60	0.26	トマツ	間伐	215	54	
	41-61	0.44	トマツ	間伐	63	35	
	41-63	3.12	トマツ	間伐	537	170	
	41-69	1.22	トマツ	間伐	171	61	
	43-59	3.28	トマツ	間伐	637	230	
	43-60	5.45	トマツ	間伐	822	312	
	合計	18.29			2,942	1,188	
令和6年度 (2024年度)	41-65	3.00	トマツ	間伐	494	173	
	41-66	6.16	トマツ	間伐	1,233	453	
	44-46	1.89	トマツ	間伐	286	89	
	44-53	9.54	トマツ	間伐	1,226	511	
	合計	20.59			3,239	1,226	

※立木伐採量は、上木を含む。

協定販売に関する協定書(案)

素材生産業者・木材加工業者兼業の場合

協定販売に関し、胆振総合振興局長(以下「甲」いう。)、●●●●●●●●●●(以下「乙」という。)、●●●●●●●●●●(以下「丙」という。)は、協定締結日から令和7年(2025年)3月31日まで下記により協定する。
この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙2者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年(●●●●年)●月●日

北海道

甲 北海道胆振総合振興局長 谷内 浩史 ㊟

乙(素材生産業者・木材加工業者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名 ㊟

第1条 この協定の目的は別記1のとおりとし、甲、乙は信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 甲は、この協定に基づく立木の販売計画を別記2のとおり定めるとともに、当該立木の安定供給に努めるものとする。

第3条 乙は、前条の計画に基づき供給される立木の購入に努めるとともに、その利用及び加工・流通等に係る取組みについて、別紙の協定森林整備計画書に基づき実行するものとする。

第4条 甲と乙は、この協定に基づき原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。

第5条 前条の売買契約に定める立木の搬出期限は、原則として契約後1年以内とする。

第6条 甲は、協定締結後から協定期間満了までに次の事項に該当することとなったときは、協定を解除できるものとする。なお、当該解除によって乙が被るいかなる損害も補償しない。

- 乙が協定書の内容に従わなかったとき
- 乙が協定森林に係る立木の売買契約の締結を放棄したとき
- 乙が甲の同意なく売買契約を行った協定森林に係る伐採対象木を伐採しなかったとき
- 乙が協定森林に係る売買契約の規約に違反したとき
- 乙が道有林野産物協定販売実施要領(以下「要領」という。)第6の2、5及び6に定める資格を満たさなくなったとき
- その他甲が協定の解除が相当であると認めたとき

第7条 乙は、売買契約を行った協定森林を立木のまま譲渡又は転売してはならない。

第8条 乙は、要領第11の1に基づき、この協定に基づく協定販売の実施結果について甲に報告を行うものとする。

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙が協議して決定する。

(別記1) 協定の目的

道有林野森林整備を推進するため、素材生産者並びに製材工場等と道有林野産物の販売に関する相互協定を締結し道有林材の有効活用や木材の付加価値を高める加工・生産に取り組み道有林材の需要や販路の拡大を図ることを目的とする。

(別記2) 協定森林に係る立木販売計画

年 度	林小班	面積(ha)	樹種	伐採種	本数(本)	立木伐採量(m3)	備 考
令和4年度 (2022年度)	40-51	1.64	トマツ	間伐	337	117	
	40-52	3.81	トマツ	間伐	855	283	
	40-54	1.64	トマツ	間伐	520	144	
	41-51	5.18	トマツ	間伐	633	314	
	41-52	1.70	アエゾマツ	間伐	176	63	
	41-53	2.34	トマツ	間伐	304	144	
	41-54	1.60	トマツ	間伐	174	71	
	41-56	0.98	トマツ	間伐	217	91	
	41-59	3.01	トマツ	間伐	500	184	
合計	21.90			3,716	1,411		
令和5年度 (2023年度)	41-55	3.51	トマツ	間伐	399	182	
	41-58	1.01	トマツ	間伐	98	144	
	41-60	0.26	トマツ	間伐	215	54	
	41-61	0.44	トマツ	間伐	63	35	
	41-63	3.12	トマツ	間伐	537	170	
	41-69	1.22	トマツ	間伐	171	61	
	43-59	3.28	トマツ	間伐	637	230	
	43-60	5.45	トマツ	間伐	822	312	
	合計	18.29			2,942	1,188	
令和6年度 (2024年度)	41-65	3.00	トマツ	間伐	494	173	
	41-66	6.16	トマツ	間伐	1,233	453	
	44-46	1.89	トマツ	間伐	286	89	
	44-53	9.54	トマツ	間伐	1,226	511	
	合計	20.59			3,239	1,226	

※立木伐採量は、上木を含む。

1 取組内容

(1)協定販売の目的を達成するための取組み(伐採木の利用・流通に係る取組を含む。)
(2)生産性の向上(施業集約化・効率化によるコスト縮減、造材作業システムの工夫、枝条整理等)
(3)環境への配慮(残存木の保全、集材路の土砂流出対策、路網の使用、生物多様性保全等)
(4)その他

協定森林整備計画書

2 事業計画

年度	素材生産計画						製品加工計画(共同申請の場合のみ)						
	材種	樹種	納入 予定先	用途 (概略)	用途 番号	納入 予定 数量	備考	用途 番号	最終製品 (詳細)	原木消費 (受入) 予定量	最終製品 生産予定量	備考	
令和 年度	一般材												
		計											
	パルプ												
		計											
	その他												
		計											
	合計												
	令和 年度	一般材											
計													
パルプ													
		計											
その他													
		計											
合計													
令和 年度		一般材											
	計												
	パルプ												
		計											

注) 「素材生産計画」における「用途」と、「製品加工計画」における「最終製品」との関連がわかるよう共通する「用途番号」を付して下さい。